大門園訪問入浴介護事業所重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています。
（石川県指令長　第３０９６号の３１）

当事業者はご契約に対して、指定訪問入浴介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明します。

＊　当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方又は事業対象者が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

■　目　次　■

１．事業者－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１
２．事業者の概要－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　２
３．職員の配置状況－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　２
４．サービス内容－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　３
５．利用料金－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　３～４
６．事故発生時の対応について－－－－－－－－－－－－－－－－　５
７．緊急時における対応について－－－－－－－－－－－－－－－　５
８．協力医療機関－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　５
９．守秘義務－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　５
１０．苦情の受付について－－－－－－－－－－－－－－－－－－　５～６
１１．第三者評価の実施状況－－－－－－－－－－－－－－－－－　６
１２．介護サービス情報の公表について　－－－－－－－－－－－　６

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　手取会
（２）法人所在地　　石川県白山市佐良ロ１２３番地
（３）電話番号　　０７６－２５５－５７８４
（４）代表者氏名　　理事長　　橋本　宏樹
（５）設立年月日　　平成３年　９月　５日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定訪問介護事業所・平成１２年　３月　１日指定
石川県指令長　　第３０９６号の３１
＊当事業所は特別養護老人ホーム大門園に併設されています。

（２）事業所の目的　　事業所の訪問介護員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴の援助を行います。

２．　事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健、医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（３）事業者の名称　　大門園訪問入浴介護サービスセンター
（４）事業所の所在地　石川県白山市佐良ロ１２３番地
（５）電話番号　　０７６－２５５－５７８４
（６）事業所長（管理者）　氏　名　　宮下　謙二
（７）開設年月日　　平成　５年　４月　１日
（８）事業実施地域　　白山市の旧鶴来町・旧河内村・旧鳥越村・旧吉野谷村・旧尾口村・旧白峰村
（９）営業日と休業日と営業時間

営　業　日	月曜日～金曜日
休　業　日	土・日曜日・１２月３１日～１月３日
営　業　時　間	午　前　８時　３０分～　午　後　５時　１５分

※ただし緊急やむを得ない事情がある場合は、営業時間外の訪問について、ご相談に応じます。
※電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とします。
交通事情、その他の事情により予定到着時刻が前後することがあります。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員配置状況＞　＊職員の配置については指定基準を遵守しています。

職　　種	配置人数
１．事業所長（管理者）	１　名
２．看護職員	１　名
３．介護職員	２　名

＜主な職員の勤務体制＞

職　　種		勤　務　体　制
２．看護職員		８：３０　～　１７：１５
３．介護職員		８：３０　～　１７：１５

４．サービスの内容

（１）ケアプランに基づき、入浴サービスの提供、その他必要な介護を行います。

① 入浴介助

② 入浴が困難な場合は全身清拭・部分清拭・足浴・手浴・陰部洗浄・洗髪等を行います。

（２）相談・助言等

契約者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談を受け、介護支援相談員・関係機関等への連絡を行います。

５．利用料金（契約書第３条及び第５条関係）

（１）訪問介護利用料

	利用料	介護保険適用時 １割負担額
看護職員 介護職員	１２，６００円	１，２６０円
訪問時に入浴が困難で 清拭・部分浴をした場合	１１，３４０円	１，１３４円
介護職員 介護職員	１１，９７０円	１，１９７円
訪問時に入浴が困難で 清拭・部分浴をした場合	１０，７７０円	１，０７７円

※所得が一定以上ある方は、介護保険適用時の負担割合が２割又は３割になります。

（２）介護予防訪問介護利用料

	利用料	介護保険適用時 １割負担額
看護職員 介護職員	８，５２０円	８５２円
訪問時に入浴が困難で 清拭・部分浴をした場合	７，６６８円	７６７円
介護職員 介護職員	８，０９４円	８０９円
訪問時に入浴が困難で 清拭・部分浴をした場合	７，２８１円	７２８円

※所得が一定以上ある方は、介護保険適用時の負担割合が２割又は３割になります。

（３）その他の加算分

①　上記料金に特別地域加算１５％が加算されます。

②　初回加算　　２００円／月

・新規契約時又は、２ヶ月以上サービスを中止後に再利用する場合

（ただし、１ヶ月とは、１日～末日までとする。）

③　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　　所定単位数の４．２％が加算されます。

④　介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）　　所定単位数の１．５％が加算されます。

⑤　介護職員等ベースアップ等支援加算　　所定単位数の１．１％が加算されます。

（４）サービスの中止及びキャンセル料・健康上の理由による中止

①　当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。

②　ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対処します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

③　前項①②の場合に、事業所は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

④　契約者のご都合でサービスの日時を変更・中止する場合、前日までにご連絡下さい。午後の利用の方は、朝９時までに連絡をお願い致します。

その後の取消にはキャンセル料として、１，０００円頂きます。

但し、体調の急な変化によるキャンセルはこの限りではありません。

⑤　２の（８）の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問入浴介護サービスに要した交通費はその実費を徴収します。

１　通常の事業の実施地域を越えた地点から１Ｋｍにつき６０円

２　運行に伴う実費（有料道路使用料金等）

⑥　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前にサービスの内容及び費用に対して説明したうえで、同意を得ることとします。

（５）利用料金のお支払い方法

１ヶ月ごとの清算とし、前月分の請求書を請求明細書と共に毎月１０日までに送付いたしますので、月末までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：北國銀行・白山農業協同組合本支店

：ゆうちょ銀行(河内･別宮･吉野･尾口･白峰)

イ．下記指定口座への振り込み

北國銀行　鶴来支店　　普通預金　　００３５８５

白山農業協同組合　手取支店　　普通口座　　００１９８８１

＊　金融機関の口座からの自動引き落としは手取会が手数料を負担、指定口座への振り込みは手数料が個人負担となります。

６．事故発生時の対応について

訪問介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

７．緊急時における対応について

訪問介護員等は、訪問介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、或いは救急医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告します。

８．協力医療機関

前記に基づく協力医療機関は、次の通りとする。

（１）　公立つるぎ病院

（２）　白山石川医療企業団　吉野谷診療所

９．守秘義務

（１）　事業者及び訪問介護員は、訪問介護サービスを提供するうえで知り得た契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

（２）事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関に契約者に関する心身等の状況を提供できるものとします。

（３）前２項に関わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

１０．苦情の受付について

(1)　当事業所における苦情の受付

当事業者における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○　苦情受付窓口　　（担当者）　サービス提供責任者
村井　和美

○　受付時間　　月曜日　～　金曜日
８：３０　～　１７：１５

○　電話番号　　０７６－２５５－５７８４

(2)　行政機関その他苦情受付機関

白山市健康福祉部長寿介護課
白山市倉光二丁目１番地　　電話番号　076-276-1111　　FAX　076-275-2211

石川県国民健康保険団体連合会 高齢者介護サービス苦情１１０　　電話番号　076-231-1110　　FAX　076-261-5148	
石川県長寿社会課 金沢市鞍月１丁目１番地　　電話番号　076-225-1416　　FAX　076-225-1418	

１１．第三者評価の実施状況　　なし

１２．介護サービス情報の公表について

　介護サービス情報の公表は、「利用者による選択(自己決定)」を実現するため、全ての訪問介護サービスの比較検討が可能となるよう標準化された項目(基本情報・調査情報)について客観的な情報を提供するものであり、介護保険法においても訪問介護サービス等が、介護サ―ビス情報を報告することの義務化、訪問調査、情報の公表について規定されており当事業所においても情報を公表しています。

※介護サービス情報については、「石川県厚生部長寿社会課」のホームページから検索閲覧ができます。

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

大門園　訪問入浴介護サービスセンター

説明者名　　訪問入浴介護員　　氏　名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問入浴介護サービスの提供開始に同意し、必要時における担当の介護支援専門員、他関係機関への介護内容や援助内容の情報提供を承諾しました。

契約者（利用者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人（契約者との関係：　　）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊　この重要事項説明書は、厚生省令第３７号（平成１１年３月３１日）第１２５条の規程に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

緊急連絡先と主治医

緊急連絡先	
氏　　名	
住　　所	
電話番号	
続　　柄	
緊急連絡先	
氏　　名	
住　　所	
電話番号	
続　　柄	
主　治　医	
氏　　名	
医療機関	
電話番号	
住　　所	
ご近所の連絡先	
氏　　名	
電話番号	